

南相馬市監査委員公表第10号

地方自治法第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者監査を、南相馬市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

令和7年12月26日

南相馬市監査委員 大谷嘉洋

南相馬市監査委員 細田廣

公の施設の指定管理者監査結果

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

公の施設	指 定 管 理 者	関係所管課
南相馬市健康づくりトレーニングセンター（スキット千倉）	合同会社R. らいす	鹿島区地域振興課

3 監査の範囲

令和6年度に執行された公の施設の管理に係る事務の執行及び業務管理運営状況

4 監査の着眼点

重点項目	着 眼 点
1 管理業務が設置目的に沿って適正に行われているか。	(1)施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。 (2)公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。また、諸規程に基づいた事務が執行されているか。 (3)利用料金を指定管理者が定める場合、利用料金の設定は適正か。
2 基本協定等に基づく義務の履行は適正に行われているか。	(1)事業計画書及び収支予算書は適正に作成されているか。 (2)個人情報の管理は適正に行われているか。 (3)事業報告書及び収支決算書は適正に作成されているか。 (4)自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。
3 公の施設の管理に係る経理及び財産管理は適切になされているか。	(1)利用料金等の収納は適正に行われているか。 (2)備品管理は適正に行われているか。 (3)公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。 (4)他の事業との会計区分は明確になっているか。 (5)公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備、記帳は適正になされているか。 (6)領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
所 管 課 所 関 係	(1)指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。 (2)基本協定等に規定した事項は適正に行われているか。 (3)備品管理は適正に行われているか。 (4)指定管理者に対して、適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、指示を行っているか。

※上記以外については、全国都市監査委員会の定めた「監査の着眼点」を参考としました。

5 監査の方法

監査の実施にあたっては、協定書、関係諸帳簿及び指定管理者における諸帳票を調査するとともに、所管課職員、指定管理者からの説明聴取及び現地調査を行うなどの方法により監査を行いました。

6 監査の期間

令和7年9月26日～令和7年12月25日

7 対面監査の実施日

令和7年11月28日

8 指定管理の概要

(1) 指定管理者の名称

合同会社 R. らいす

(2) 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

(3) 令和6年度指定管理料

13,077,200円

(4) 施設概要

施設所在地 南相馬市鹿島区鹿島字北千倉24番地の1

建築面積 357.27m²

延床面積 345.87m²

施設内容 トレーニングルーム、相談室、事務室、更衣室（男女）、トイレ（男女・多目的）

【設置機器】有酸素運動系（ランニングマシン等）11台

無酸素運動系（筋力トレーニング）10台

設置目的 市民の健康増進、体力の維持向上を図り、もって市民の健全な心身の維持保全による地域住民の交流と一体感の醸成に寄与することを目的とする。

(5) 業務の範囲

- ① 施設の利用許可に関する業務
- ② 利用に係る料金徴収に関する業務
- ③ 利用料金の減免及び免除に関する業務
- ④ 施設の管理運営に関する業務
 - ア) 施設利用者に対する注意事項等の教示
 - イ) 健康づくりトレーニング管理
 - ウ) 相談業務
 - エ) 健康教室 各種講座開催
 - オ) スポーツ団体等との連携
- ⑤ 施設及び設備の維持管理に関する業務

- ア) 建築保全業務
- イ) 建築設備及び機器備品等の保全業務
- ウ) 外構施設保全業務
- エ) 清掃業務
- ⑥ 健康づくりトレーニングセンターの管理運営上市長が必要と認める業務

9 施設利用状況

(単位:人、%)

区分	計画(目標)	利用実績	前年度実績	対前年比
利用者	18,000	20,603	16,973	121.4

10 収支決算の状況（令和6年度）

(1) 指定管理委託事業分

(収入)

費目	決算額(円)
指定管理料	13,077,200
市負担金 (高齢者利用促進事業)	2,700,000
利用料金	6,921,500
合計	22,698,700

(支出)

費目	決算額(円)
人件費	14,752,156
電気代	1,127,415
ガス代	54,022
上下水道代	75,534
消耗品費	717,074
警備委託費	343,200
マシン機材機器点検委託	258,500
消防設備点検委託	74,800
自動ドア点検委託	77,000
厚生費	249,225
通信運搬費	546,938
賃借料・使用料	264,710
一般産業廃棄物収集運搬費	54,670
合計	18,595,244

令和6年度 指定管理委託事業における収入支出差引額 4,103,456円…①

(2) 自主事業分

(収入)

費目	決算額(円)
教室参加費	3,755,300
物販等売上	655,743
合計	4,411,043

(支出)

費目	決算額(円)
会場使用料	1,216,280
マシン使用料	1,086,000
外部講師代	418,600
物販仕入費	449,647
合計	3,170,527

令和6年度 自主事業における収入支出差引額 1,240,516円…②

令和6年度 収入支出差引残額 (①+②) 5,343,972円

11 事業費の状況

過去2年間の指定管理料

(単位：円)

年 度	令和4年度	令和5年度	備 考
金 額	12,488,800	13,084,700	導入年度：令和3年度

(※令和4年度は、小林建設工業有限会社が指定管理者)

12 監査の結果

下記に記載したとおり、改善及び検討を要する事項や、是正を要する事項が認められました。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるようお願いします。また、措置を講じたときは、遅滞なく報告してください。

なお、軽微な改善、検討を要する事項については、口頭で指示しました。

指定管理者は、質のいい市民サービスの提供に努める姿勢を持ち、利用者一人一人に向き合った丁寧な対応に尽力し、利用する市民の立場に立ち効率的できめ細やかな素晴らしい管理をしていました。

利用者のニーズを的確に把握するため傾聴に時間をかけ、個人ごとの記録作成や栄養指導アドバイス、相談業務、スタッフ間の情報共有など安心して利用できる施設づくりに努め、アンケート結果からも市民満足度が大変高いことが伺えました。

令和6年度の利用者数は、20,603人で目標値の18,000人を大きく上回り、前年度利用者実績16,973人に対しては、3,630人（21.4%）増加しています。

高齢者の利用料助成の効果もあり432名の新規登録者を獲得するなか、経費の削減の徹底、スタッフの自主的な資格取得など責任感・向上心を培う運営努力も中高生から高齢者まで幅広い年代の利用に繋がったものと考えられます。

また、自主事業については利用希望者が多く、柔軟に実施会場・実施時間増やして対応するなど利用者に喜ばれる事業の実施にも注力しています。

一方で、事務処理面では、所管課において管理すべき収支決算額の確認漏れや変更協定についての事務の遺漏等がありました。

令和3年度に新たに開所した施設で、現指定管理者は令和6年度が2年目となりましたが、専門的な資格を有するスタッフが常駐する施設の特性を大いに活かし事業展開されており、さらに市民に親しまれ、地域に根ざした施設となることを期待します。

(1) 変更協定を締結せずに事業を実施していたもの

市内60歳以上の大人1回券（500円）に対し、300円を市が負担するスキット千倉高齢者利用促進事業の本格実施にあたり、利用料金の減収額について、市が指定管理者へ支払う旨の規定を追加し変更協定書を締結する必要がありましたが、変更協定書が交わされないまま事業が実施されていました。

■ 令和4年10月から令和6年3月末までの「スキット千倉高齢者利用促進試行事業」を経て、令和6年度からは「スキット千倉高齢者利用促進事業」を本格実施しましたが、南相馬市健康づくりトレーニングセンター条例施行規則の改正にあわせて、管理運営に関する変更協定書の締結が必要となるところ、変更協定書案の作成に留まり、文書の発議等がなされていない状態となっていました。

[指摘事項]

市負担金の支出にあたっては、協定書第6条の利用料金についての規定内容に関する変更協定を締結する必要があることから、所管課は速やかに適正な事務執行をしてください。

(2) 備品の取扱いについて協定書に則った事務処理となるよう改善を求めたもの

備品の取扱いについては、協定書別記2において、1物品10万円以上の備品の購入、修繕の場合には市が責任担当となると規定されていますが、当該物品について指定管理者で購入されており、また消耗品費に計上されていました。

- 本品（ノートPC）購入にあたっては、所管課で指定管理者より、取扱いのとおり事前に報告・相談を受けましたが指定管理者での購入で問題ないと認識に至り、指定管理料から13万円を支出し、市で備品登録されない状況となりました。
- 収支決算書で本来備品購入費とされるところ、消耗品費で計上されていました。

[指摘事項]

協定書別記2において、指定管理者が指定管理料で購入する場合については、備品の所有権は最終的に市に帰属することとされていますが、1物品10万円未満の備品については指定管理者、10万円以上の備品は市で購入することとなっています。今回のように、本来市で購入すべきところ指定管理者で購入したため市の備品として管理されない状況となり、結果として指定期間満了時における備品の所有について正しく把握できないことが想定されます。このことを踏まえ、指定管理者において備品の台帳を整備するとともに、所管課においては、備品管理体制を再度確認し、今後は協定書の規定に則った取扱いとすべきと考えます。

(3) 自主事業に係る電気料について指定管理料から支払われていたもの

自主事業として、自動販売機による販売が行われていますが、自動販売機設置にかかる電気料が指定管理料から支払われていました。

[指摘事項]

協定書別記1管理業務仕様書において自主事業の経費は指定管理料に含まれないと規定されており、また自主事業計画書においても電気料を支出することとされていますので、市の自動販売機における電気使用料の取り扱いを参考にされるなど所管課は、適正に処理してください。

(4) 収支決算に誤りがあったもの

指定管理者事業報告書の収支決算書において、費目が異なっているもの、指定管理料で支払うべき費用が計上されていなかったもの、指定管理業務外の費用が含まれるなど決算内容に相違がありました。

- 通信運搬費について決算内訳に記載されている費用の一部が実際には決算額に含まれていなかった一方、本来含まれないはずの費用が計上されていました。
- 厚生費から支出すべき高速料金代が消耗品費で計上されていました。

[指導事項]

提出のあった領収書等について、費目ごとの確認が困難な状態となっており、精査の結果事業報告書の収支決算書の金額の一部が修正となりました。所管課は事業報告書等の記載内容の不備にも気づいていないことから、事業報告書の内容や提出物の種類等は指定管理者任せになっており、所管課による内容確認も詳細に行われていないのが現状であると考えられます。

所管課では、指定管理者の収支内容について的確に把握するため、事業報告書の内容について改めて確認してください。

(5) 自主事業の事務手続きについて改善を求めたもの

指定管理者募集要項では、指定管理者が自主事業を実施する場合は、市に自主事業計画書を提出し、事前に許可・承認を受けることになっていますが、指定管理者選定時に提出した指定申請書で自主事業計画が提示されたまま許可・承認を受けておらず、また新規事業については計画書が提出されたものの同様に許可・承認を受けていない状態で事業が実施されていました。

■ 令和6年度には自主事業が、教室関係で5事業、物品販売関係で1事業が行われていますが、指定管理者と所管課間の協議において問題がなければ事業を実施する運用となっており、事前の承認がされておらず手続きの不備が見られました。

[指導事項]

所管課においては、口頭での事前確認、承諾を行われている実態はありましたが、募集要項で定めた承認行為について明確にし、適正な事務処理を行ってください。

【検討事項】

他自治体からの依頼に基づく活動について

近隣他自治体からの講師依頼に係る厚生費（高速料金）について、スキット千倉の広報活動を兼ねているとのことから指定管理料からの支出とされています。事業実施時にチラシを配布するなどの広報活動によって市外からの利用者増加に寄与している点も考慮されますが、依頼元からの交通費支給の有無や施設設置目的等を踏まえ、今後取扱いについての整理を検討してください。